

3月号（510号）

XとYは、平成元年頃から内縁関係にあり、平成18年にYを代表取締役とするA会社を設立し、共同して経営するなど良好な関係を維持していた。しかし、平成29年にYが同居していたマンションから出て行き、二人は、別居するに至った。

平成30年5月、Xは、YがA社から支払われた役員報酬を不当に受領したとして、Yに対し、2900万円の不当利得の返還を求めて訴訟を提起した（以下「基本訴訟」という）。これに際し、Xは、Yの住居所を突き止めるため、Yに対して電話をかけ、心当たりの住所に手紙を送り、また、その親族に対してもXの訴訟代理人からの書類を受領するよう促したものの、いずれも奏功しなかった。そこで、基本訴訟の訴状等は、公示送達の方法によってYに送達されることになった（以下「本件送達」という）。

平成30年9月14日、Yに対し、2900万円の支払を命ずる判決がなされ、この判決書もまた、職権による公示送達の方法でYに送達された。Yは、同年11月11日、基本訴訟の判決が送達されていたことを知り、平成31年1月8日、Xを再審被告として、基本訴訟の判決について再審を求めて訴訟を提起した（以下「本件再審」という）。

問1 本件送達に際し、XとYが同居していたマンションの処分について、別居した後もメールで直接やりとりをしていた事実があったものの、Xはこの事実を裁判所書記官に告げていなかった。このとき、本件送達は適法かどうか、検討しなさい。

問2 本件再審において、再審事由が認められるか、検討しなさい。

2月号（509号）

Xは、Yとの間で、金銭消費貸借契約（以下「本件消費貸借契約」という）を締結した。その際、Xは、Yから本件消費貸借契約に基づく貸金返還債務200万円について保証人となることを頼まれたZとの間で、Zが同債務について保証する内容の連帯保証契約（以下「本件保証契約」という）を、書面によって締結した。

Xは、合意された弁済期が到来してもYが貸金の返還に応じないとして、Yを被告として、本件消費貸借契約に基づく貸金200万円の返還を求めて訴訟を提起した（以下「本件訴訟」という）。

（以下の各問は、それぞれ独立した問である。）

問1 Xは、Zに本件保証契約に基づく保証債務の履行を求めたもののZが応じないとして、第一審に係属中の本件訴訟の第2回口頭弁論期日においてZを被告として追加し、Yに対する請求との併合審理を求める申立てをした。この申立てが適法かどうか、検討しなさい。

問2 Zは、Yを通じて本件訴訟が係属したことを知り、本件訴訟のYに補助参加する旨の申出をした。この申出にXが異議を述べたとき、Zに補助参加の利益が認められるか、検討しなさい。

問3 本件訴訟において、ZのYへの補助参加が許可され、ZはYとともに主債務の不存在を主張してXの請求を争ったものの、主債務の存在が認められ、Xの請求を認容する判決がなされた。その後、Xから保証債務の履行を求められ、それに応じたZがYに対し求償請求訴訟を提起したとき、Yは、主債務は存在しなかったとしてZの請求を争うことができるか、検討しなさい。

1月号（508号）

Xは、Yとの間で、金銭消費貸借契約（以下「本件消費貸借契約」という）を締結した。その際、Xは、Zとの間で、本件消費貸借契約に基づくYの貸金返還債務についてZが連帯保証人となることを内容とした連帯保証契約（以下「本件保証契約」という）を書面によって締結した。

合意された弁済期が到来してもYが貸金の返還に応じず、Zも保証債務の履行に応じないため、Xは、YとZを共同被告として、Yに対して主債務である本件消費貸借契約に基づく貸金の返還を求めて、Zに対して本件保証契約に基づく保証債務の履行を求めて訴訟を提起した。

令和2年10月26日に開催された第1回口頭弁論期日において、Yは、契約の成立は認めつつ、すでに弁済したとしてXの請求の棄却を求めて争ったものの、Zは、請求原因事実をすべて認める旨の陳述をした。そのため、裁判所は、ただちに両者に対する請求について弁論を分離し、同日、XのZに対する保証債務の履行請求を認容する判決を言い渡した。そして、この判決は、同年11月に確定した。これに対して、Yの主張する弁済の事実が証拠上認められたため、裁判所は、令和3年1月7日、XのYに対する貸金返還請求を棄却する判決をし、この判決は、同年2月に確定した。

同年4月、XがZに対して強制執行に着手したところ、Zは、請求異議の訴えを提起した。
問 Zは、請求異議の訴えにおいて、Y勝訴判決を援用し請求異議事由とすることは認められるか、検討しなさい。

12月号（507号）

令和8年12月8日、Xは、甲土地の所有権に基づき、甲土地上の乙建物の登記名義人であるYに対し、乙建物を収去して、甲土地の明渡しを求める訴訟を提起した（以下「本件訴訟」という）。

争いのない事実によれば、令和元年7月18日、Xは、Aとの間で、X所有の甲土地を建物所有目的で、期間30年、賃料月額20万円で賃貸する土地賃貸借契約を締結した。甲土地の引渡しを受けたAは、甲土地上に乙建物を建築し、その保存登記を経て、乙建物を所有するに至った。令和8年10月8日、Aは、甲土地の賃借権と乙建物をYに贈与した（以下「本件贈与契約」という）。同日、Yは、本件贈与契約に基づき甲土地および乙建物の引渡しを受け、乙建物の所有権移転登記を経由した。

令和9年1月18日、本件訴訟の第1回口頭弁論期日において、Xは、以上の事実を踏まえ、「Xは、AからYへの賃借権の譲渡について承諾していない。よって、Xは、Yに対し本件訴訟を提起するに至った」と、訴状をもとに陳述した。これに対して、Yは、「Xは、AまたはYに対し、本件贈与契約における賃借権の譲渡について承諾する旨の意思表示をした。よって、Xの請求には理由がなく、本件訴訟は棄却されるべきである」と、答弁書をもとに陳述した。

弁論準備手続を経て実施された証拠調べの結果、Yは、賃借権の譲渡についてのXの承諾の事実が認められる見込みがないと判断し、同年11月8日に開催された第7回口頭弁論期日において、準備書面をもとに次のように陳述した。「Yは、Xに対し、乙建物について建物買取請求権を行使する。Yは、XがYに対して乙建物の時価相当額である代金800万円を支払うまで、Xに対する甲土地の明渡しを拒絶する」と。

問 (1)下線部のYの陳述が時機に後れた攻撃防御方法に該当するかどうかを判断するために、裁判所は、どのような点を考慮しなければならないか。(2)裁判所は、下線部のYの陳述に理由があるとの心証を得た場合、どのような判決をすべきか。本件訴訟の訴訟物が何かを明らかにしつつ、検討しなさい。(3)本件訴訟において、下線部の陳述をYがしなかったためXの請求を認容する判決がなされ、それが確定したとする。この判決に基づく建物収去土地明渡の強制執行に対して、Yは、下線部の主張をし、請求異議の事由とすることが既判力によって妨げられないか、検討しなさい。

11 月号（506 号）

X は、大手ハウスメーカー Z 株式会社の株主である。X は、Z がいわゆる地面師詐欺に遭い、55 億円を詐取されたこと（以下「本件詐欺被害」という）について Z の代表取締役 Y に善管注意義務ないし忠実義務違反があったとして、Y を被告とし、同額を Z に対して賠償するよう求める株主代表訴訟を提起した（以下「基本事件」という）。Z は、Y に補助参加した。

争いのない事実によれば、本件詐欺被害とは、Z が、地面師として暗躍する A と甲不動産の売買契約を締結したものの、A は甲について何ら権利を有しておらず、真の所有者は同契約を全く関知していなかったため、同契約に基づく売買代金名目で 55 億円を騙し取られたというものである。Z は、本件詐欺被害が発覚した後、取締役会の承認のもと、社外取締役によって構成される調査対策委員会（以下「本件調査委員会」という）を設置し、本件詐欺被害の経緯と再発防止策について調査報告を求めた。同委員会は、担当者を含む社内関係者等に聴き取り調査を行い、委員会設置の趣旨を踏まえた調査報告書（以下「本件調査報告書」という）を作成し、Z の取締役会に提出した。これを受けて、Z は、報道関係者に対し、本件詐欺被害について本件調査委員会の設置と本件調査報告書の作成・受領の事実を明らかにし、本件詐欺被害の経緯と再発防止策について本件調査報告書をまとめた概要を公表した。

X は、基本事件において、Y の各義務違反の事実を立証するために必要があるとして、民法 220 条 4 号を文書提出義務の原因とし、自らを文書提出命令の申立人、Z を相手方として、Z が所持している本件調査報告書の提出を命じるよう、裁判所に申し立てた（以下「本件申立て」という）。

これに対して、Z は、審尋の手續において、本件調査報告書を所持していることは認めたものの、同条 4 号ニの自己利用文書に該当するため文書提出義務を負わないと主張して、本件申立ての却下を求めて争った。

問 本件申立てに対する Z の主張は認められるか、検討しなさい。

10月号（505号）

Xは、妹Yに対し、甲土地の所有権移転登記手続を求めて訴訟を提起した（以下「第1訴訟」という）。第1訴訟において、Xは、「XとYの父Aは、多額の借金による債権者の差押えを免れるため、Yとの通謀により、A所有の甲土地をYが買い受けたように装い、平成元年1月10日、甲土地にY名義の登記をした。同年5月1日、Aが死亡し、Xは、『Xに甲土地を相続させる』旨のAの遺言によって甲土地を取得した。仮にこれが認められないとしても、Xは、A死亡の翌日以来、20年間、甲土地を占有してきた。よって、Xは、Yに対し、甲土地の所有権に基づき所有権移転登記手続をすることを求める」と、訴状をもとに陳述した。

これに対して、Yは、答弁書をもとに陳述し、Aの遺言の存在と内容を争うとともに、「甲土地がもとAの所有であったこと、生前AからYが甲土地を買い受けたこと、そして、Aの死亡以前から、YとXとの間で甲土地の使用貸借契約が締結され、甲土地をXに引き渡していたこと」を主張して、第1訴訟の請求棄却を求めた。

Yは、Xに対し、甲土地上にありXが所有名義を有する乙建物の収去と甲土地の明渡しを求めて訴訟を提起した（以下「第2訴訟」という）。第2訴訟において、Yは、第1訴訟の主張に加えて、「甲土地の使用貸借契約は、Xが甲土地の所有権を主張するなど信頼関係の破壊に至ったので、本件訴状をもって解約する」と、訴状をもとに陳述した。

第1訴訟と第2訴訟とは、併合審理されることになった（以下、これらをまとめて「本件訴訟」という）。

問 (1)第1訴訟においてなされたYの答弁のうち下線部の主張は、本件訴訟においてどのような意味をもつか。(2)下線部の主張についてXが本件訴訟の口頭弁論終結時までに認否を明らかにしなかったとき、どのような効果が生ずるか。(3)下線部の主張についてXが争ったとき、裁判所は、当該事実を判決の基礎とすることができるか。

9 月号（504 号）

X と Y は、令和元年 5 月 1 日、X が Y に対し金 500 万円を貸し渡し、弁済期を令和 2 年 4 月 30 日とする金銭消費貸借契約を締結した（以下、この契約に基づき発生する貸金債権を「本件債権」という）。X は、消滅時効の完成前の令和 7 年 3 月 31 日到達の内容証明郵便にて、Y に対し、本件債権の履行を請求する意思があることの通知として催告（以下「本件催告」という）をした。

同年 8 月 20 日、X は、Y を被告とし、本件債権の支払を求め訴訟を提起した（以下「前訴」という）。前訴の訴状には、請求の趣旨として「1 被告は、原告に対し、金 500 万円を支払え、2 訴訟費用は被告の負担とする、との判決並びに仮執行の宣言を求め。」と記載されていた。ところが、X は、Y から相殺の主張が出されることを想定し、同年 9 月 20 日に開かれた第 1 回口頭弁論期日において「1 被告は、原告に対し、金 300 万円を支払え、2（以下同じ）」と、請求の趣旨を変更した訴状をもとに陳述した。Y は、同期日前にすでに答弁書を提出していたが、変更後の訴状に基づいて審理をすることに同意したため、訴えの一部が取り下げられたと扱われることとなり、その旨が口頭弁論調書に記載された。

前訴において、Y は、本件債権に対して、Y が X に対して有する売買代金債権と相殺すると主張した（以下「前訴抗弁」という）。令和 8 年 5 月 30 日、裁判所は、前訴抗弁に理由があるとしつつ、現存する本件債権の額は 350 万円であると認定し、X の請求を全部認容する判決（以下「前訴判決」という）をした。同年 6 月 20 日、前訴判決は確定した。

同年 7 月 10 日、X は、前訴判決の認定どおり、現存する本件債権の額は 350 万円であり、前訴で取り下げられた結果として請求していなかった残部（以下「本件残部」という）の額は 50 万円であると主張して、その支払を求めて訴訟を提起した（以下「後訴」という）。これに対して、Y は、本件残部については、本件催告から 6 か月以内に民法 147 条 1 項各号等の所定の措置を講じなかった以上、消滅時効が完成していると主張して、これを援用した。

問 後訴において、裁判所は、Y の主張を認めるべきか否か検討しなさい。

8月号（503号）

Xは、取締役会設置会社であるYの株主であり、令和元年当時は取締役であった。同年6月19日に開催されたYの定時株主総会において、Xを含む取締役の任期満了に伴い後任者を選任する株主総会決議（以下「第1決議」という）がなされたが、Xは取締役に選任されなかった。Xは、第1決議には著しい手続上の瑕疵があつて不存在であると主張し、Yを被告として、第1決議の不存在確認を求めて訴訟を提起した（以下「第1訴訟」という）。

第1訴訟が係属中の令和3年6月20日、Yの定時株主総会において、第1決議で選任された取締役Aらの任期満了に伴い、その後任者を選任する株主総会決議（以下「第2決議」という。この決議は、全員出席総会によるものではなかった）がなされ、全員が再任された。Xは、第2決議は招集権限のないAらによって招集されたものであつて不存在であると主張し、Yを被告として、第2決議の不存在確認を求めて訴訟を提起した（以下「第2訴訟」という）。Xがこれらの訴訟を一つの訴訟手続で審理するよう裁判所に上申書を提出したところ、裁判所がこれを適当と判断したため、両訴訟は併合して審理されることとなった。

問 一つの訴訟手続において請求が併合審理されている第1訴訟と第2訴訟について、それぞれ確認の利益が認められるか、検討しなさい。

7月号（502号）

Xは、令和2年9月、建築物の設計・施工を営むYとの間で、自宅建物の増築請負契約を締結した。同契約に基づき、Yは、令和3年1月までに増築を完成させ、完成した増築部分をXに引き渡した。

ところが、Xは、増築部分には建築瑕疵が存在するとして、同年3月、Yに対し、瑕疵修補に代わる損害賠償の支払を求めて訴訟を提起した。Yもまた同じ頃、Xに対し、請負代金の支払を求めて訴訟を提起する準備をすすめていたものの、Xからの訴状が先に到達したため、同年4月、請負代金の支払を求めて反訴を提起した。

Yは、同年6月の第2回口頭弁論期日において、Xに対し、反訴請求にかかる請負代金債権を自働債権とし、本訴請求にかかる瑕疵修補に代わる損害賠償債権を受働債権として対当額で相殺する旨の意思表示をし、本訴請求についての抗弁として提出した。

問 Xは、Yの相殺の抗弁は重複起訴の禁止を定めた民訴法142条の趣旨に反し許されないと主張した。Xの主張が認められるか、検討しなさい。

6月号（501号）

Y1 は、投資ファンドの運営を目的とする会社であり、Y2 は、その代表者である。Y2 は、国会議員の A に対し、天然水の販売会社への投資を目的とする匿名組合への出資を勧誘した。A は、この勧誘に応じ、Y1 社との間で匿名組合契約を締結し、出資金 2 億円を支払った。

しかし、約束されていた配当が一向になされなかったため、A は、出資金を詐取されたものと気づいた。A は、Y1 および Y2（以下「Y ら」という）に対し、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起することを検討したが、旧知の弁護士 B に相談したところ、現職の国会議員が出資詐欺の被害者として訴訟を提起することは好ましくないとの判断に至った。そこで、A は、B のアドバイスを受けて、訴訟提起の約 1 か月前に、実質的な営業の実態がなく休眠会社であった X の全株式を買い取り、A の親族を代表者とした上、本件訴訟提起の 10 日前に、X に対し損害賠償請求権について債権譲渡をした（以下「本件債権譲渡」という）。なお本件債権譲渡においては、譲渡代金は損害賠償請求権と同額の 2 億円、譲渡代金の支払期限は債権譲渡契約の 2 年後とされ、A と X は、X による譲渡代金の支払が困難となった場合は、A が X に対し最大 2 億円を貸し付ける旨の合意をしていた。

以上の経緯により、X は、弁護士 B に訴訟委任をし、「Y らが共謀の上 A から出資金を詐取したことは明らかであり、A が Y らに対し不法行為に基づく損害賠償請求権を有するところ、X は、A から本件債権譲渡により同請求権を譲り受けた」として、Y らに対し、出資金相当額の損害賠償を請求した（以下「本件訴訟」という）。

問 本件訴訟において、Y らは、弁護士 C を訴訟代理人として選任し、「本件債権譲渡は、信託法 10 条によって禁止された訴訟行為をさせることを主たる目的とする信託にあたり無効である」との主張をして争った。Y らの主張のとおり、本件債権譲渡が同条に違反すると認められたとき、裁判所はどのような判決をすべきか、説明しなさい。

5月号（500号）

Xは、令和2年4月1日、Yを被告として、金銭消費貸借契約に基づく貸金200万円の支払を求めて訴訟を提起した（以下「本件訴訟」という）。Xは、本件訴訟の提起に際して弁護士Aに対して訴訟委任をし、以後、Aが訴訟代理人として本件訴訟を進行した。Yは、本件訴訟に対して請求の棄却を求めて争ったものの、第一審における審理の結果、Xの請求を認容する判決がなされた。

Yは、第一審判決を不服として控訴を提起した。その控訴理由書において、Yは、改めて本件訴訟には理由がないとして請求の棄却を求めつつ、「Aは、令和2年1月頃、Yから本件訴訟事件について依頼を受けてこれを承諾しておきながら、その後、第一審の第1回口頭弁論期日までの間にXから本件訴訟事件について受任し、以後、Xの訴訟代理人として訴訟進行をしている。このことは、『相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件』について弁護士は職務を行ってはならないとする弁護士法25条1号に違反することが明らかであるので、Aによってなされた本件訴訟における訴訟行為は無効である」との主張をした。

問1 Yの主張にあるとおり、Aの行為が弁護士法25条1号に違反することが控訴審の裁判所に明らかとなったとき、Aの訴訟行為はどのように扱われるか、検討しなさい。

問2 設問とは異なり、Yが本件訴訟の第一審の第1回口頭弁論期日に提出された準備書面において、本案前の答弁として上記の趣旨の主張をしたとする。Aの行為が同号に違反することが第一審の裁判所に明らかとなったとき、裁判所は、どのような対応をすることが求められるか。また、裁判所の対応について、XまたはAは不服を申し立てることができるか、検討しなさい。

4月号（499号）

建築資材を扱う会社である X は、建築会社 Y1 の建築工事現場において Y1 の下請けとしてフローリング工事を担当した A に対して、資材の売掛代金 200 万円の支払を求めて訴訟を提起した。この訴訟において、「Y1 会社常務取締役」との肩書きを有する Y2 が証人として尋問されたところ、裁判所は、元請けである Y1 を交えた和解による解決が適当であると考え、Y2 に対して Y1 を代表して和解手続に参加することを求めた。この求めに応じて Y2 が参加したことにより、X と A・Y1 との間で、「A は、売掛代金の一部である 40 万円を支払う、残りの 160 万円を Y1 が A にかわり支払う。X と A・Y1 において、この合意のほか債権債務がないことを相互に確認する」という内容の訴訟上の和解が成立した（以下「本件和解」という）。

しかし、Y1 の代表者として本件和解を締結した Y2 は、和解当時、Y1 の常務取締役という肩書きこそ有していたものの、実は、Y1 の会社の代表権を有していなかった。そこで、Y1 は、X を被告として、表見代表取締役について定める会社法 354 条が訴訟行為には適用されないと主張して、本件和解が無効であることの確認を求めて訴訟を提起した（以下「前訴」という）。

問 1 前訴における Y1 の主張は認められるか、検討しなさい。

前訴において Y1 の主張が認められ、Y1 の請求を認容する判決が確定した。Y1 が同判決を理由に本件和解の履行を拒んだため、X は、本件和解が訴訟行為としては無効であるとしても、私法行為としては有効であると主張して、Y1 に対して、表見法理により成立した本件和解の履行を求めて 160 万円の支払を求めるとともに、Y2 に対して、無権代理人の責任を追及して 160 万円の支払を求めて訴訟を提起した（以下「後訴」という）。

問 2 後訴における X の主張は認められるか、検討しなさい。